

2 泰緬鉄道等の敷設問題

583

昭和17年5月20日

在タイ石井(康代理大使より
東郷外務大臣宛電報)

仏印・タイ間鉄道敷設につき意見具申

バンコク 5月20日後発

本省 5月21日前着

第九五七號(極祕)

高瀬書記官ノ意見ヲモ徵シ左記卑見申進ス

河内發大臣宛電報第六九七號ニ關シ
「ラオス」地方開發ノ目的ヲ以テ佛印「ラオス」地方ヨリ
「タイ」國北部ヲ通過セス緬甸ニ至ル鐵道ヲ敷設セントス
ル案ハ佛印當局ノ言ノ如ク事實上言フヘクシテ行ヒ難ク寧
ロ「ドクー」ノ言ノ如ク「タンチャウ」(「タナツプ」)トモ
呼フ)「タツチク」(「タケク」トモ呼フ)間一五〇杆ヲ建設
シ之ヲ「タイ」國側ノ鐵道ト連絡スルヲ可トスヘク現在
「タイ」國鐵道東北線ハ「ウドン」迄開通シ居リ之ヨリ
「ナコンパノン」迄約二五〇杆ノ鐵道ヲ「タイ」側ヲシテ
建設セシメ得ハ盤谷、河内間ハ聯絡セラルヘク「タイ」側

ノ工事ハ比較的容易ナルモ佛印側ハ「トンネル」工事及
境ノ「メコーン」河架橋ニ多少ノ困難ヲ伴フヘシ尚盤谷ヨ
リ「パンボーン」ヲ經テ「メクロン」河ヲ遡リ緬甸領「モー
ルメン」ノ南約七〇杆ノ地點ヲ結フ約四〇〇杆ノ鐵道建設
ハ日本軍側ニ於テ種々研究ノ上目下「タイ」國政府ト建設
計畫交渉中ニ付右方針確定セハ自然緬甸側ト佛印側トハ此
ノ方法ニ依リ聯絡スルヲ得ヘシ依ツテ卑見トシテハ支那大
陸トノ關聯性竝ニ軍事上經濟上ノ必要ヨリシテハ絞上ノ線
路建設ハ可成速ニ實現スヘキモノト存スルモ工事ノ難易ノ
點及西貢港ノ對日價值ノ重要性ヨリシテ經濟的見地ヨリス
レハ先ツ西貢「プロンペン」間約二〇〇哩ノ鐵道ヲ建設シ
之ヲ前述ノ盤谷ヨリ緬甸ヘノ鐵道ト連絡セシメ旁々佛「タ
イ」ノ二商港タル西貢盤谷間ニ直接交通通商ノ增進ヲ圖ル
ヲ以テ得策トスヘク少クトモ「タイ」ノ東北線ト佛印トヲ
聯絡スル線トハ同時ニ着手スルカ若シ資材等ノ關係ヨリ順
位ヲ決スル要アル場合ニハ「サ」「バ」間聯絡ヲ第一次計
畫トスルコト可然様思量セラル
河内ヘ轉電セリ

昭和17年6月12日

東郷外務大臣より
在仏印芳沢大使、在タイ坪上大使宛
(電報)

仏印・タイ間鉄道敷設につき具体的研究開始
を指導方訓令

本省 6月12日後8時発

合第一〇六二號

河内發大臣宛電報第六九七號及「タイ」發大臣宛電報第九
五七號ニ關シ

「タナツブ」「マクーン」間鐵道(「タケツク」經由)敷設ハ
佛印「タイ」間連絡ヲ容易ニシ延イテ緬甸、馬來ヘノ連絡
上價值アルニ付佛印ニ對シテハ「タケツク」以東「タイ」
ニ對シテハ同以西ニ付具體的研究ヲ進ムル様御指導相成度
尤モ佛印「タイ」、緬甸間連絡ノ第一着手トシテハ軍ニ於
テ「タイ」ヨリ緬甸ニ至ル鐵道連絡方ニ付具體的研究ヲ進
メツツアリ資材等モ先ツ同方面ニ使用セサルヘカラサル事
情アルヲ以テ「タナツブ」「マクーン」間ノ鐵道建設ニ當
リテハ必要資材等ハ各々佛印「タイ」ニ於テ都合スル様指
導セラレ度シ

本件總理大臣及軍ト打合濟

昭和17年6月18日

東郷外務大臣宛(電報)

仏印・タイ間鉄道敷設に關し仏印側組織への
日本人技術者の派遣方意見具申

ハノイ 6月18日後発
本省 6月19日前着

第八八六號

貴電第(崩)號ニ關シ

「タナツブ」「マクーン」間ノ鐵道建設ニ當リテハ必要資材
等ハ各々佛印「タイ」ニ於テ都合スル様指導スヘキ旨ノ御
訓令ナルモ資材補給ヲ實施スルコト無クシテ佛印内ニ鐵道
建設ヲ慾憲スルモ效果アリトハ思ハレス旁々此ノ際多少ノ
資材補給ヲ名トシテ我方技術者ヲ佛印側組織内ニ配置スル
様措置シテ將來ニ資スルヲ寧口得策ナリト思考セラルヲ
以テ此ノ點ニ付今一應關係方面ト御協議相仰度シ
「タイ」ヘ轉電セリ

586 昭和17年6月22日 在タイ坪上大使より

東郷外務大臣宛(電報)

仮印・タイ間鉄道敷設に対するタイ側反応について

バンコク 6月22日後発
本省 6月24日前着

第一二五〇號

貴電合第一〇六一號ニ關シ

不取敢高瀨ヲシテ鐵道局幹部ノ意嚮打診セシメタル處「タ

ンアップ」「タケツク」間鐵道ノ建設ハ「タイ」國ニ於テ

昨年十一月決定セル鐵道建設二十五箇年計畫十線中ノ一二

シテ其ノ第二次建設計畫ニ屬シ「タイ」側トシテハ「サコ

ンナコン」間附近ニハ大草原(牧畜ニ富ム)開發ノ目的ヲ以

テ「クンパワーピー」「サコンナコン」「ナコンパン」二百

四十「キロ」ノ鐵道建設ヲ計畫セルモノナル由ニ付高瀨ハ

同線建設第二次計畫ヲ第一次計畫ニ變更スル様懇意スルト

共ニ資材其ノ他ニ付テモ「タイ」側ニ於テ充分供出スル様

申入レ置キタリ但シ「タイ」側ニ於テハ各方面ニ於テ資材

缺乏ノ今日我方ニ於テ之カ供出ニ協力セサレハ建設著手ハ

先ツ困難ナラント思料セラル

河内へ轉電セリ

587 昭和17年6月27日 在タイ坪上大使より

東郷外務大臣宛(電報)

仮印・タイ間鉄道敷設に關しタイ側計畫の確認について

本省 6月27日後6時発

第八九一號

貴電第一二五〇號ニ依レハ「タイ」側ハ佛印領内鐵道建設

ヲ第二次建設計畫トシ居ル處其ノ通ナリヤ又「クンパワーピ

ー」、「サコンナコン」、「ナコンパン」鐵道建設ノ計畫

(本計畫ハ第何次ナリヤ)アリトセハ右ハ「マクーン」、「ナ

コンパン」線ト略平行シ芳澤大使ノ希望ト大體合致スル

次第ニテ佛印側説得ノ好材料ト目セラル處右様解シテ差

支ナキヤ

河内へ轉電セリ

~~~~~

昭和17年7月3日 在タイ坪上大使、在サイゴン内山(若太郎)公使他宛電報

(東郷外務大臣より  
在タイ坪上大使、在サイゴン内山(若太郎)公使他宛電報)

仮印・タイ間鐵道敷設に関し軍側調査の意向  
について

本省 7月3日後9時発

合第一二三六號

往電合第一〇六一號ニ關シ

其ノ後軍側ヨリ國防及船舶輸送緩和ノ爲(此點貴官限り御含ミ迄)本件鐵道建設ニ關シ熱意ヲ加フルニ至リ先以テ軍自ラ(主トシテ鐵道隊)ノ手ニ依リ速カニ現地調査ヲ爲シ本件鐵道建設ノ可否、能否、經路、建設ノ方式等ヲ決定シ度キ旨希望ノ開陳アリ

尙既ニ總軍ニ對シ貴方ト連絡ノ上處置方訓令セル趣ナリ

當方トシテハ要スルニ軍力調査ニ參加シ確實ナル結論ヲ得レハヨキ譯ニ付貴仕國側トノ共同調査トスル等適當ノ形ヲトルコト可然旨ノ意見ヲ述置キタルカ貴方ニ於テモ貴地軍側ト御連絡ノ上貴仕國ト交渉方可然御措置相成度

本電宛先 「タイ」、河内、西貢

西貢ハ芳澤大使ニ轉達アリ度

昭和17年7月6日 在タイ坪上大使宛(電報)

(東郷外務大臣より  
在タイ坪上大使、在サイゴン内山(若太郎)公使他宛電報)

泰緬鐵道敷設等に関する陸軍側との折衝内容  
について

本省 7月6日後8時発

第九六五號

陸軍側ヨリ「タイ」國「バンポン」ヨリ「ビルマ」ノ「マウルメイン」ノ間ニ純軍用鐵道ヲ建設シ度ク右ハ日「タイ」軍事協定第四條ノ履行トシテ軍ニ於テ「タイ」側ト交渉シ成ルヘク外交交渉トナラサル様致度尤モ貴大使トモ十分連絡スヘキ旨申出アリ既ニ總軍ニ電報セル趣ナリ

軍側ニ於テハ本件鐵道ハ日本側ノ資材ヲ以テ鐵道隊ノ手ニ依リ之ヲ建設シ土地ノ收容苦力ノ傭入等ニ付「タイ」側ノ協力ヲ得タキモ其ノ代金ハ全部軍ニ於テ支拂ヒ「タイ」側ニハ出費ヲ掛ケサルヤウ配慮スル積リナリ且同鐵道ハ專ラ軍事鐵道トシテ之ヲ利用シ將來軍事鐵道トシテノ必要ナクナリタル曉ニ於テハ之ヲ取外スカ「タイ」トノ間ニ借款鐵道若クハ合辦鐵道トスル様交渉スルカ等ノ點ハ今ヨリ「コシミツト」シ難シトノ意嚮ナリ

當方トシテハ

イ、軍事協定ノ履行トシテ軍ニ於テ交渉スルコトハ差支ナ  
シト認ムルモ十分大使館側ト連絡シ且隨時當方ニ通報ア  
リタキ旨

ロ、「タイ」側トシテハ本件ニ同意スルトスルモ將來國有

鐵道トスルコトヲ固執スヘク「タイ」側ニ無用ノ猜疑心  
ヲ起サセサルカ爲ニモ將來ノ處置ニ付相當「タイ」ニ有利ナル「コミットメント」ヲ與フルコト必要ナルヘキ旨  
ノ意見ヲ軍側ニ對シ開陳シ置キタリ

尙往電合第一〇六二號ノ件ニ付テモ軍側ニ對シ「タイ」緬  
鐵道ヲ軍事鐵道トシテ强行セントスル以上「タイ」佛印間  
ノ鐵道ノ調査ハ「タイ」側トノ共同調査其ノ他適當ノ形式  
ヲ採リ「タイ」側ニ不安ヲ與ヘサルヤウ措置スルコト「タイ」緬鐵道問題ノ圓滿締結ノ爲ニモ必要ナルヘキ旨ヲ説明  
シ置キタリ

590 昭和17年7月6日 在タイ坪上大使より  
東鄉外務大臣宛(電報)

仏印・タイ間鐵道敷設に関するタイ側計画に

### つき報告

バンコク 7月6日後発  
本省 7月6日後着

第一三九〇號(至急)

貴電第八九一號ニ關シ

「タイ」側ニ於ケル佛印領「タケク」ニ(一語不明)鐵道ノ  
建設計畫ハ昨年十一月初旬決定セラレタル二五ヶ年計畫ノ  
第二次計畫案ニハ相違無キモ「タイ」國ノ如ク其ノ大半ノ  
資材ヲ國外ニ仰キ居ル國ニ於テハ二五ヶ年計畫ト言フモ一  
種ノ「ペーパープラン」ニ過キス此ノ點我國ノ何ヶ年計畫  
ト言フカ如キモノト大イニ趣ヲ異ニシ其ノ實現性頗ル薄シ  
尙二五ヶ年計畫案ノ内容ハ公表セラレサリシモノナルモ高  
瀬ニ於テ鐵道當局ヨリ内密ニ入手セルモノ別便送付スヘシ  
先般高瀬ニ於テ交通大臣ニ面接ノ際同大臣ハ「クワン・パビー」  
ヨリ「ナコバノン」ニ至ル鐵道ノ建設ハ國境ノ橋梁架設工  
事困難ノ理由ヲ以テ考慮シ居ラス且二十五ヶ年計畫ヲ表面  
上否定シ然モ日本側カ本鐵道建設ヲ「タイ」側ニ慾憲ノ理  
由ノ那邊ニ在リヤ且建設ニ協力スルモ資材ナク其ノ點ニ於  
テ問題トナラストノ意見ヲ漏ラシ居レリト謂ク

尙路線ノ選定ニ付テハ佛印側ニハ「タンアプ」—「タケク」間鐵道ノ建設ヲ進ムルハ可ナラムモ「タイ」側ニ對シテハ之ト聯絡スヘキ鐵道ノ選定ニ付猶ホ我方ニ於テ技術的研究ノ上指導スルヲ可ナル様思料セラル例ヘハ「ウボン」(「タイ」側)ヨリ「サバナケソト」(佛印側)附近ヲ經テ「タンアップ」ニ至ル等ノ路線ノ建設等ヲモ考慮シ得ラル次第ナリ

高瀬交通大臣ニ會見ノ際日本側ニ要求セル資材ヲ可及的速

ニ供給セラルル様希望ストノ申越シアリタル趣ナリ

河内大使、西貢公使ヘ轉電セリ

591 昭和17年7月6日 在タイ坪上大使  
東郷外務大臣宛(電報)

鉄道敷設及びタイ側との交渉方針につき軍中  
央にて明確決定方要請について

尚貴電後段ニ依レハ本件ニ關シ軍側ト連絡ノ上「タイ」側ト交渉スル様御訓令相成リ居ル處此ノ點ニ付中央ニ於テ本使交渉モ内容明確ニ御決定願度シ

バンコク 7月6日後発  
本省 7月6日夜着

第一四一九號(大至急、館長符號扱)  
貴電合第一二三六號ニ關シ

四日總軍ノ岩橋少佐來訪作戰の見地ヨリ鐵道建設ノ緊急必要ヲ感シ居ル處軍中央部係官ヨリノ内報ニ依レハ中央上層部ノ意図ハ相當強硬ナルヲ以テ本件鐵道建設ハ「タイ」側ニ於テ何等故障等申出スルニ於テハ實力ヲ以テモ實施スヘキ旨決定セラルル可能性アリ且本件ニ付「タイ」側ハ鐵道ノ歸屬問題ヲ論議シ來ルモノト豫想セラルル處本件交渉ハ純粹ニ軍事協定ノ取極ヲ爲ス建前ニテ軍ニ於テ專ラ之ニ當ルコトニ決定スヘシト申越セルニ付右御含ミ置キ願ヒ度シト申出テタリ

然ルニ冒頭貴電ニ依レハ軍ニ於テ「タイ」側ト連絡ノ上調査ヲナス建前トナリ居リ何等建設其ノモノニ關シテハ觸レ居ラサル處中央ニ於テ其ノ後如何ニ御決定相成リタルヤ御回電相成度シ

尚貴電後段ニ依レハ本件ニ關シ軍側ト連絡ノ上「タイ」側ト交渉スル様御訓令相成リ居ル處此ノ點ニ付中央ニ於テ本使交渉モ内容明確ニ御決定願度シ

592 昭和17年7月6日 在タイ坪上大使より

東郷外務大臣宛(電報)

鉄道敷設強行によりタイを反日に移行させぬ  
よう慎重詮議方意見具申

バンコク 7月6日後発

本省 7月6日夜着

第一四二〇號(大至急、館長符號扱)

往電第一四一九號ニ關シ

守屋武官ノ語ル所ニ依レハ中央ニ於テハ鐵道調査ト稱シ居  
ルモ現地部隊ニ於テハ着々建設ニ實質上取掛リ居リ現ニ  
「バンボン」ニ於テハ建設資材ヲ多量ニ持込ミ居リ之カ置  
場等ヲ得ルニ「タイ」側トノ交渉ニ苦心シ居ル實情ナル由  
ナレハ本件鐵道建設ハ最早調査ノミノ段階ニアラサルモノ  
ト認メサルヲ得ス且岩橋ノ述フル所ニ依レハ西貢總軍ハ寧  
口協調的ニシテ場合ニ依リテハ本件鐵道ヲ借款鐵道トシ  
「タイ」側ニ歸屬セシムルヤノ意図アル由ナルモ中央ハ頗  
ル强硬ニシテ本件鐵道ノ歸屬等論スル所ナク軍事的必要ヲ  
強調シ出來得ル限り速ニ且場合ニ依ツテハ實力ヲ以テシテ  
モ建設セントスル意図ナリトノコトナリ

### 一 対タイ關係

本件ハ尙中央ニ於テ慎重詮議セラルルコトトハ存スルモ同  
盟國タル「タイ」國ニ對シ實力ヲ以テ鐵道ヲ建設セントス  
ルカ如キハ帝國從來ノ方針ニ反シ折角「タイ」國政府首脳  
部ノ示シ來レル親日的態度ニ對シ甚々遺憾ナル次第ニシテ

今ヤ獨伊ノ如キ埃及ニ對シ其ノ獨立ヲ尊重スル旨堂々聲明  
シ出來得ル限り多クノ與國ヲ其ノ陣容ニ引入レント試ミツ  
ツアル際既ニ我陣營ニ投シ來レル「タイ」國ニ對シ正面衝  
突ヲ爲シ今更之ヲ反日ニ移行セシムルカ如キハ寔ニ拙策ト  
存スルノミナラススクテハ東亞共榮圈内各民族ヲシテ帝國

ノ信義ニ付テモ疑惑ヲ抱カシメ由々シキ影響ヲ及スヘキハ  
明カナルヘキニ付本件御詮議ニ當リ此ノ上トモ充分慎重御  
配慮相煩度シ

593 昭和17年7月7日 東郷外務大臣より  
在タイ坪上大使宛(電報)

### 泰緬鐵道等敷設の進め方につき説明

本省 7月7日後8時30分発

第九七六號

貴電第一四一九號、第一四二〇號、第一四二四號ニ關シ

石井參事官へ萩原ヨリ

御趣旨ニ依リ善處スルコトト致スヘシ

往電合第一〇六一號ハ「タナツブ」「タケツク」「マクーン」ノ東北線ノ調査ニ關スルモノニシテ如何ナル形ニテ建設スルヤハ未定ナルモ往電合第一〇六一號以來ノ經緯モアリ交渉ハ外交機關之ニ當リ實質的ニ軍力調査ニ參加シ得レハ可ナル譯ナリ、「タイ」緬鐵道ノ建設ニ關シテハ往電第九六五號ノ通り大使ト協議ノ上軍ニ於テ交渉ニ當ル趣旨ナリ往電第九六五號ノ件ノ方先ニ軍ヨリ話アリタルモノナルカ

594

昭和17年7月8日

在タイ坪上大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

仏印・タイ間鉄道敷設につきタイ及び仏印と

の交渉方針等につき意見具申

バンコク 7月8日後発

本省 7月9日前着

第一四五號

貴電第九六五號二關シ

一、緬甸盤谷間ニ新設セラルヘキ聯絡鐵道ニ關シテハ貴電ノ

Wavy line

セラレタル後佛印「タイ」兩國ノ完全ナル了解ヲ得テ建設調査團ノ派遣方等ニ關シ交渉スルヲ適當ト認メラル此ノ點ニ付根本目的ヲ相手方ニ明示セサル以前總軍ニ命令シ鐵道隊ヲシテ調査セシムルカ如キハ徒ニ事ヲ紛糾セシムル結果ト相成ルヤモ測ラレサルニ付寧口根本方針決定ノ後協同調査ノ形式ヲ採ラルルヲ可トスル様思料セラル

貴電合第二三三六號ノ通リ「先ツ軍自ラ主トシテ鐵道隊」ノ手ニ依リ速ニ現地調査ヲ爲ス」トノ方針ニ基キ之ニ當方ヨリ協力スル方法ハ一應考慮シ得ラルモ其ノ調査ヲ直ニ軍ヲシテ爲サシムルニ於テハ佛印「タイ」兩國ヲシテ該鐵道建設ニ對スル日本ノ意圖ヲ疑ハシムル結果トナルヤモ測ラレス且緬甸「タイ」間鐵道ノ建設交渉モ開始セラレントスル今日「タイ」ヲシテ本鐵道モ亦軍用

1142

595 昭和17年7月17日

(東郷外務大臣より  
在タイ坪上大使宛(電報))

仏印・タイ間鉄道敷設に関する本省側意向説明

本省 7月17日後7時発

第一〇三五號

貴電第一四五二號ニ關シ

「タイ」佛印東北連絡豫定線ニ付テハ中央トシテ建設ノ能  
否、右可能ナル場合ニ於ケル建設ノ様式(軍用、合辦、借  
款ノ何レカ)ニ付意見ヲ確定シ居ル次第ニ非スシテ此等ノ  
點ニ付至急何分ノ決定ヲ爲ス爲ニ先ツ大體ノ調査ヲ必要ト  
スルモノナリ而シテ「タイ」側ニ於テ充分ナル調査資料ヲ  
有シ且之ヲ我方ニ供給シ得ルニ於テハ兎モ角然ラサル限り  
日本鐵道隊ニ依ル現地調査ヲ爲スコト最モ確實ナル方法ト  
思考ス當方トシテハ右資料ノ入手方又ハ調査開始方ニ付貴  
大使ニ於テ交渉セラルルコトヲ希望スルモ若シ軍側ノ爲ス  
ヘキ「タイ」緬鐵道建設ノ交渉トノ關係上本件交渉ヲ多少  
遲ラス方可ナリトノ御意嚮ナラハ武官トモ御協議ノ上更メ  
テ御申越相成度

一 対タイ關係  
軍ト打合濟

冒頭貴電ト共ニ西貢へ轉電セリ  
西貢ヨリ河内ニ轉電アリタシ

596 昭和17年7月23日

(在タイ坪上大使より  
東郷外務大臣宛(電報))

日本軍による泰緬鉄道敷設計画につき報告

バンコク 7月23日後発  
本省 7月24日前着  
第一五六二號(館長符號扱、部外祕)  
(編注)

貴電第九六五號ニ關シ

高瀬カ下田鐵道部隊方面ヨリ内聞スル所ニ依レハ本線ハ  
「バンボーン」ヨリ緬甸領「モールメン」ノ南約十杆ノ地  
點「タンビザヤ」ニ至ル約四百杆ノ鐵道ニシテ之カ完成ニ  
ハ一箇年ヲ要スル見込ナリ

本鐵道ニ關シ「タイ」側ハ引續キ之ヲ建設シタキ希望ナル  
モ資材ハ日本ヨリ供出方ヲ要望シ居レリ之ニ反シ日本側ハ  
軍用鐵道トシテ自ラ之ヲ建設セントスルノ方針ナルモ未タ  
「タイ」側ニ對シテハ建設ニ着手スヘシトハ打明ケス唯盤  
谷「ハリヤイ」「ブノンペン」間ニ在ル日本軍ノ資材ヲ日

本軍ノ作戦ニ好都合ナル地點ニ集積スルモノナリト稱シ主

トシテ「バンボーン」「ノンプラードツク」方面ニ集積シツツアリ「ノンプラードツク」ニハ相當ノ廣サノ土地ヲ借用シ同地ニハ機關庫材料置物竝ニ停車場(約三千立キロ方メートル)ヲ

作ル方針ニテ民家畠等ヲ徵用スヘク其ノ借地料竝ニ權利料ニ關スル請求ハ既ニ軍側ノ手許ニ在リト言フ

現在ハ主トシテ材料ヲ運ヒ其ノ積卸ノ爲「ノンプラードツク」ニ約二百五十米ノ側線ヲ建設シツツアリ將來ハ機關庫

材料置物ト「ヤード」等ヲ建設スル豫定ニテ此處ヲ基點トシテ「バンボーン」ニ連絡ス本格的建設資材ハ「バンボーン」ニ運ハレ(約二千噸位)右資材ハ半箇月前ヨリ「レール」附屬品橋梁枕木等ヲ集メ白人捕虜約三千名モ既ニ此ノ兩地點間ニ在リテ勞役ニ從事シ數日中ニ同地ニ集結スヘク鐵道聯隊一箇聯隊配置ノ見込ニシテ戰時整備ヲ有ス

本件交渉ハ一週間又ハ十日後岩橋參謀東京ヨリ歸來後開始セラルヘク夫レ迄ハ主トシテ現地ノ測量ニ從事スル方針ナリ「タイ」側ニ内示スヘキ日本軍側ノ第一案ノ内容ハ大要左ノ如キモノナリト言フ

一、労力資材機械等ハ「タイ」國側ニ於テ之ヲ供出スヘク之

ヲ以テ「タイ」國ノ出資トス

二、運搬費ハ「タイ」側ノ供出トシ從テ無料トス

三、建設ハ日本軍側ニ於テ之ヲ爲ス

四、工事ハ緬甸側及「タイ」側双方ヨリ同時ニ始ム

五、緬甸側ノ線ハ日本鐵道トシ日本側之ヲ運用ス

六、「タイ」側ノ線ハ曰「タイ」合辦鐵道トシ日本軍之ヲ運營ス

七、料金ハ一輛一杆當一四「サタン」(客貨車トモ)ノ原則ニ

依リ取極ムル豫定

尙緬甸側ハ「タンビザヤ」ヨリ約四十杆ノ鐵道ヲ施設進行シ着々前進中ナルモ「タイ」側トハ未タ根本了解ニ到達セサルヲ以テ軍側ニ於テモ極力慎重ナル態度ヲ取り現地ニ於テモ「タイ」側官民トノ磨擦ヲ避クル爲「ノンプラードツク」ニ敷設セル側線一本ハ未タ「タイ」國有鐵道本線ト連絡セサル等ノ次第ナリ尙軍側ハ「タイ」側ニ於テハ專ラ測量ニ從事シ僅々「バンボン」ヨリ約五十杆ノ地點「カンチヤナブリ」ニ工事ノ據點ヲ作ルヘク計畫中ナリ尙白人捕虜ハ約二萬人ヲ「タイ」側ヨリスル建設工事ニ使用シ正式ニ捕虜收容所ヲ作リ大佐級ノ者ヲ駐屯セシムル由

編注 「軍機密ニ付絶對極祕」と併記されている。

ハノイ 1月26日後発  
本省 1月27日前着

第五四號(極祕)

597 昭和17年9月18日 在タイ坪上大使より  
谷外務大臣宛(電報)

日タイ両軍当局間による泰緬鉄道に関する協定等の成立について

バンコク 9月18日後発  
本省 9月19日後着

第一〇二二號(極祕)

當地我軍側ト「タイ」國軍最高指揮官トノ間ニ日本軍軍事輸送運賃支拂ニ關スル協定、對「タイ」軍事郵便ニ關スル協定並ニ對緬連絡鐵道ニ關スル協定成立セル旨十八日武官ヨリ報告アリタリ

598 昭和18年1月26日 在仏印栗山(茂事務総長より  
青木大東亞大臣宛(電報)

仏印・タイ間鉄道敷設につき軍は最短期間内に建設着手との情報について

599 昭和18年4月3日 在タイ坪上大使より  
青木大東亞大臣宛(電報)  
泰緬鉄道敷設のための労務者募集を當地華僑に依頼について

バンコク 4月3日後発  
本省 4月3日後着

第五九一號

「タイ」緬甸軍用鐵道建設部隊ニ於テハ二十八日來當地中華總商會首席陳朱明等各幹部ヲ招致シ同鐵道建設ノ爲華僑

苦力一萬人(大工、左官、石工、鍛冶屋ヲ含ム)日給二「バーツ」七〇乃至三「バーツ」五〇)ノ募集方依頼セルヲ以テ同會ハ各邦人團體ト熟議ノ上委員會ヲ組織シ募集方法研究中ナル處豫期ノ如ク募集シ得ルヤハ疑問ナルモ同商會側ノ斯カル協力ハ最近ニ無キ事象ニ付結果注意中ナリ

600 昭和18年8月20日

在タイ坪上大使より  
青木大東亞大臣宛(電報)

泰緬鉄道敷設のための労務者募集等に対する  
当地華僑の協力振りについて

バンコク 8月20日後発  
本 省 8月20日夜着

第一四九〇號(極秘)

往電第八九六號ニ關シ

最近當國華僑ノ戰爭遂行ニ關スル協力ハ「タイ」緬鐵道及道路建設上必要ナル苦力募集並ニ經費負擔等ニ於テ漸次積極性ヲ増シツツアル處其ノ後ノ狀況左ノ通り

六月下旬本件鐵道建設ノ爲更ニ第二次苦力二萬三千名ヲ募集スル必要ニ迫ラレ我軍側ヨリ「タイ」政府ニ之カ募集

ヲ依頼セルカ「タイ」側ハ右ノ中ニ萬三千名ヲ中華總商會ニ於テ引受方強制的ニ依頼セリ總商會ハ第一次苦力募集ニ對シ之カ經費約五〇萬銖ヲ自ラ負擔シ今猶現地ニ事務所ヲ置キ苦力ニ對スル食糧ノ供給、病人ノ手當ノ如キ自ラ之ヲ行ヒ來タレルカ本件依頼ニ對シテモ陳守明主席以下一九名ノ委員ヲ擧ケ中原報指導下ニ八月初旬ヨリ募集ヲ開始シ現ニ二千數百名ヲ現地ニ送リツツアル一方之力經費トシテ更ニ五〇萬銖ヲ華僑間ヨリ寄附セシムヘク奔走中ナリ  
尙「ビルマ」ニ至ル道路建設ニ對シテハ更ニ將來二〇萬名ノ大量苦力ヲ必要トスル趣ニシテ華僑ニ對シテハ益々最大限ノ協力ヲ要求セラルニ至ルヘキハ必定ニシテ之カ直接指導ニ當リ居ル中原報ニ於テハ華僑操縱工作ニ苦心シ居ル次第ナリ

本件軍機密ニ亘ルニ付取扱御留意相成度

河内ヨリ西貢ヘ轉電アリタシ

河内ヘ轉電セリ

外務大臣ニ轉報アリタシ